

議案 1

木花地域乗合タクシー「このはな号」 運行実施計画の変更について

資料目次（ページ）

変更の概要（1）

新旧対照表（2～13）

運行実施計画（14～21）



木花地域乗合タクシー「このはな号」運行実施計画の変更について

変更理由

- ・令和6年7月からのタクシー受託事業者の変更による。

【補足】

「このはな号」は、委託している事業者の営業所が地域外にあり、予約に合わせ営業所から木花地域に配車するためのコストが高い状況が続いている。今年度からは市の補助金に運行区域外からの迎車に対する加算（上限1,000円）が追加されたが、運行区域と営業所の距離が遠く、実際の迎車回送料金に追いつかないため、事業者から受託の継続が困難である旨の申出があった。

そのため、地域の交通手段である「このはな号」継続を最優先事項とし、運行区域内に営業所を有する事業者への委託先変更のため、運行実施計画の変更を実施するもの。

変更内容

- ・主な変更点は下表のとおり。詳細は次ページ以降の新旧対照表及び変更後の運行実施計画を参照。
- ・新たな受託先として協議中の事業者において、対応可能な範囲に合わせ変更を行う。
- ・計画内容と受託事業者が変わるため、改めて試験運行として実施する。

項目	主な変更内容
運行区域	清武町船引を削除、コース設定を削除
運行日	祝日を運休に変更
運行便数	1日上下各10便（ダイヤあり）から便数設定なし（ダイヤなし）に変更し、運行時間を午前10時から午後4時に設定
利用者要件	バス停から遠方の方、運転免許を持っていない方、70歳以上の方、身体的にバス利用が困難な方の諸条件を追加
事前登録	試験運行期間中は登録料（1人1,000円）が不要
利用方法	事前予約を削除し、利用したい時に電話で依頼する方法に変更
指定地区	利用実績に応じ、加江田方面の指定地区を削除

○利用者運賃について、事業者変更及びタクシー運賃の改定を反映させ、変更する。【運賃に関することは報告事項となります】

変更実施日

令和6年7月1日 ※試験運行の期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日とする。

木花地域乗合タクシー「このはな号」運行実施計画 新旧対照表

改正後	現行
<p>令和6年度木花地域乗合タクシー「このはな号」<u>試験</u>運行実施計画</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4. 事業受託者 事業受託者は、木花地域で乗合タクシーを運行可能な事業者とし、次の条件を満たす事業者とする。 (1) 「このはな号」の趣旨に賛同していること。 (2) 本格運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可が取得可能なこと。 (3) 2社以上の受託になった場合には他事業者と連携を図り、配車業務や運行業務等が支障なく実施できること。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6. 運行期間 運行期間は、<u>令和6年7月1日から令和7年3月31日</u>とする。</p>	<p>令和6年度木花地域乗合タクシー「このはな号」運行実施計画</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4. 事業受託者 事業受託者は、木花地域で乗合タクシーを運行可能な事業者とし、次の条件を満たす事業者とする。 (1) 「このはな号」の趣旨に賛同していること。 (2) 運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可が取得可能なこと。 (3) 2社以上の受託になった場合には他事業者と連携を図り、配車業務や運行業務等が支障なく実施できること。 <u>(4) 運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を2台を確保できること。</u> <u>(5) 予約センターの業務（20. 予約センター）が実施可能であること。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>6. 運行期間 運行期間は、<u>令和6年4月1日から令和6年6月30日迄</u>とする。</p>

改正後	現行																																
<p>7. 運行区域</p> <p>運行区域は宮崎市木花地域自治区の全区域とし、<u>指定地区の設定は木花地域センター周辺地区と学園木花台商業施設周辺地区の買物と病院等への路線の確保を意識する。</u></p> <p>運行区域は下表のとおりとし、指定地区は別紙1のとおりとする。</p> <p>○運行区域</p> <table border="1" data-bbox="154 676 1093 1069"> <tr> <td>大字熊野</td> <td>大字加江田</td> <td>大字鏡洲</td> <td>学園木花台西1丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台西2丁目</td> <td>学園木花台北1丁目</td> <td>学園木花台北2丁目</td> <td>学園木花台北3丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台南1丁目</td> <td>学園木花台南2丁目</td> <td>学園木花台南3丁目</td> <td>学園木花台桜1丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台桜2丁目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西1丁目	学園木花台西2丁目	学園木花台北1丁目	学園木花台北2丁目	学園木花台北3丁目	学園木花台南1丁目	学園木花台南2丁目	学園木花台南3丁目	学園木花台桜1丁目	学園木花台桜2丁目				<p>7. 運行区域とコース</p> <p>運行区域は宮崎市木花地域自治区の全区域<u>及び清武地域の一部</u>とし、<u>運行時間を重視した時間優先での運用形態としながら、</u>木花地域センター周辺地区と学園木花台商業施設周辺地区の買物と病院等への路線の確保を意識したコース設定とする。</p> <p>運行区域、<u>コース構成地区</u>は下表のとおりとし、指定地区は別紙1のとおりとする。</p> <p>○運行区域</p> <table border="1" data-bbox="1131 676 2069 1069"> <tr> <td>大字熊野</td> <td>大字加江田</td> <td>大字鏡洲</td> <td>学園木花台西1丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台西2丁目</td> <td>学園木花台北1丁目</td> <td>学園木花台北2丁目</td> <td>学園木花台北3丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台南1丁目</td> <td>学園木花台南2丁目</td> <td>学園木花台南3丁目</td> <td>学園木花台桜1丁目</td> </tr> <tr> <td>学園木花台桜2丁目</td> <td><u>清武町船引</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西1丁目	学園木花台西2丁目	学園木花台北1丁目	学園木花台北2丁目	学園木花台北3丁目	学園木花台南1丁目	学園木花台南2丁目	学園木花台南3丁目	学園木花台桜1丁目	学園木花台桜2丁目	<u>清武町船引</u>		
大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西1丁目																														
学園木花台西2丁目	学園木花台北1丁目	学園木花台北2丁目	学園木花台北3丁目																														
学園木花台南1丁目	学園木花台南2丁目	学園木花台南3丁目	学園木花台桜1丁目																														
学園木花台桜2丁目																																	
大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西1丁目																														
学園木花台西2丁目	学園木花台北1丁目	学園木花台北2丁目	学園木花台北3丁目																														
学園木花台南1丁目	学園木花台南2丁目	学園木花台南3丁目	学園木花台桜1丁目																														
学園木花台桜2丁目	<u>清武町船引</u>																																

改正後	現行								
<p>8. 運行日</p> <p>運行日は、月曜日から土曜日までの週6日とする。</p> <p>日曜日、<u>祝日</u>、及び年末年始（12月28日から1月3日）、お盆（8月13日から15日）は、運休とする。</p>	<p><u>○コース構成地区</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 292 2060 635"> <tr> <td data-bbox="1131 292 1344 391"><u>Aコース</u></td> <td data-bbox="1348 292 2060 391"><u>加江田1・2・3、島山、木崎上・下、木花・今江、指定地区①、指定地区②</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 394 1344 489"><u>Bコース</u></td> <td data-bbox="1348 394 2060 489"><u>赤木・九平、鏡洲上・下、熊野・下原・宮ヶ田瀬、学園木花台全自治会、指定地区②、指定地区①</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 493 1344 537"><u>Cコース</u></td> <td data-bbox="1348 493 2060 537"><u>木花地域センター、指定地区③</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 541 1344 635"><u>特例コース</u> <u>(清武)</u></td> <td data-bbox="1348 541 2060 635"><u>赤木・九平、鏡洲上、特例地区</u></td> </tr> </table> <p><u>※指定地区①：木花地域センター周辺地区、指定地区②：学園木花台商業地周辺地区</u></p> <p><u>指定地区③：加江田周辺地区、特例地区：清武総合支所周辺地区</u></p> <p><u>※Cコース（加江田）については、木花地域センターからの発着とする。</u></p> <p><u>※特例コース（清武）については、赤木・九平、鏡洲上地区から買い物および病院の利用の場合のみ可能。</u></p> <p>8. 運行日</p> <p>運行日は、<u>祝日を含む</u>月曜日から土曜日までの週6日とする。</p> <p>日曜日及び、年末年始（12月28日から1月3日）、お盆（8月13日から15日）は、運休とする。</p>	<u>Aコース</u>	<u>加江田1・2・3、島山、木崎上・下、木花・今江、指定地区①、指定地区②</u>	<u>Bコース</u>	<u>赤木・九平、鏡洲上・下、熊野・下原・宮ヶ田瀬、学園木花台全自治会、指定地区②、指定地区①</u>	<u>Cコース</u>	<u>木花地域センター、指定地区③</u>	<u>特例コース</u> <u>(清武)</u>	<u>赤木・九平、鏡洲上、特例地区</u>
<u>Aコース</u>	<u>加江田1・2・3、島山、木崎上・下、木花・今江、指定地区①、指定地区②</u>								
<u>Bコース</u>	<u>赤木・九平、鏡洲上・下、熊野・下原・宮ヶ田瀬、学園木花台全自治会、指定地区②、指定地区①</u>								
<u>Cコース</u>	<u>木花地域センター、指定地区③</u>								
<u>特例コース</u> <u>(清武)</u>	<u>赤木・九平、鏡洲上、特例地区</u>								

改正後	現行												
<p>9. 運行便名</p> <p>このはな号には『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は、各地区（自宅）から指定地区に向かう便、『下り便』は、指定地区から各地区（自宅）に向かう便とする。</p> <p>『上り便』『下り便』の詳細は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 533 1084 683"> <thead> <tr> <th>上下便名</th> <th>出 発 地 ⇒ 到 着 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上り便</td> <td>・各地域（自宅）⇒ 指定地区</td> </tr> <tr> <td>下り便</td> <td>・指定地区 ⇒ 各地域（自宅）</td> </tr> </tbody> </table> <p>10 [略]</p>	上下便名	出 発 地 ⇒ 到 着 地	上り便	・各地域（自宅）⇒ 指定地区	下り便	・指定地区 ⇒ 各地域（自宅）	<p>9. 運行便名</p> <p>このはな号には『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は、各地区（自宅）から指定地区に向かう便、『下り便』は、指定地区から、<u>学園木花台商業周辺地区の指定地区</u>や各地区（自宅）に向かう便とする。</p> <p>『上り便』『下り便』の詳細は下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 533 2060 1165"> <thead> <tr> <th>上下便名</th> <th>出 発 地 ⇒ 到 着 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上り便</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域（自宅）⇒ 指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ・<u>木花地域センター ⇒ 指定地区 (加江田周辺)</u> ・<u>赤木・九平（自宅）⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 特例地区 (清武総合支所周辺)</u> </td> </tr> <tr> <td>下り便</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ⇒ 各地域（自宅） ・<u>指定地区 (加江田周辺) ⇒ 木花地域センター</u> ・<u>特例地区 (清武総合支所周辺) ⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 赤木・九平（自宅）</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>10 [略]</p>	上下便名	出 発 地 ⇒ 到 着 地	上り便	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域（自宅）⇒ 指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ・<u>木花地域センター ⇒ 指定地区 (加江田周辺)</u> ・<u>赤木・九平（自宅）⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 特例地区 (清武総合支所周辺)</u> 	下り便	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ⇒ 各地域（自宅） ・<u>指定地区 (加江田周辺) ⇒ 木花地域センター</u> ・<u>特例地区 (清武総合支所周辺) ⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 赤木・九平（自宅）</u>
上下便名	出 発 地 ⇒ 到 着 地												
上り便	・各地域（自宅）⇒ 指定地区												
下り便	・指定地区 ⇒ 各地域（自宅）												
上下便名	出 発 地 ⇒ 到 着 地												
上り便	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域（自宅）⇒ 指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ・<u>木花地域センター ⇒ 指定地区 (加江田周辺)</u> ・<u>赤木・九平（自宅）⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 特例地区 (清武総合支所周辺)</u> 												
下り便	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地区 <u>(木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺)</u> ⇒ 各地域（自宅） ・<u>指定地区 (加江田周辺) ⇒ 木花地域センター</u> ・<u>特例地区 (清武総合支所周辺) ⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 赤木・九平（自宅）</u> 												

改正後	現行																																																								
<p>1 1. 運行便数</p> <p>1日の運行便数は『上り便』『下り便』とも設定しない。運行時間は次のとおりとする。なお、運行時間は、最初に乗車する人(の待合所、若しくは停留所)の出発時刻の時間帯とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 485 994 534"> <tr> <td>上り便・下り便</td> <td>10時00分～16時00分</td> </tr> </table>	上り便・下り便	10時00分～16時00分	<p>1 1. 運行便数</p> <p>1日の運行便数及び出発時刻(ダイヤ)は下表のとおりとする。なお、それぞれの出発時刻は、最初に乗車する人の出発時刻とする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には運休とする。</p> <p>○Aコース、Bコース</p> <table border="1" data-bbox="1133 533 1816 1031"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上り便</td> <td>7:00</td> <td>8:00</td> <td>9:00</td> <td>10:00</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11:00</td> <td>12:00</td> <td>13:30</td> <td>15:30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下り便</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>9:30</td> <td>10:30</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>12:30</td> <td>15:00</td> <td>16:00</td> </tr> </table> <p>○Cコース</p> <table border="1" data-bbox="1133 1126 1538 1316"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>上り便</td> <td>9:30</td> <td>14:00</td> </tr> <tr> <td>下り便</td> <td>12:00</td> <td>16:30</td> </tr> </table> <p>○特例コース(清武)</p> <table border="1" data-bbox="1581 1126 2000 1316"> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>上り便</td> <td>8:00</td> <td>13:00</td> </tr> <tr> <td>下り便</td> <td>11:00</td> <td>15:00</td> </tr> </table>		①	②	③	④	上り便	7:00	8:00	9:00	10:00	⑤	⑥	⑦	⑧		11:00	12:00	13:30	15:30	下り便	①	②	③	④	-	-	9:30	10:30	⑤	⑥	⑦	⑧	11:30	12:30	15:00	16:00		①	②	上り便	9:30	14:00	下り便	12:00	16:30		①	②	上り便	8:00	13:00	下り便	11:00	15:00
上り便・下り便	10時00分～16時00分																																																								
	①	②	③	④																																																					
上り便	7:00	8:00	9:00	10:00																																																					
	⑤	⑥	⑦	⑧																																																					
	11:00	12:00	13:30	15:30																																																					
下り便	①	②	③	④																																																					
	-	-	9:30	10:30																																																					
	⑤	⑥	⑦	⑧																																																					
	11:30	12:30	15:00	16:00																																																					
	①	②																																																							
上り便	9:30	14:00																																																							
下り便	12:00	16:30																																																							
	①	②																																																							
上り便	8:00	13:00																																																							
下り便	11:00	15:00																																																							

改正後	現行
<p>1 2. 利用者</p> <p>このはな号の利用者は、<u>木花地域に居住する方のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方で、(5)の要件を満たす方とする。ただし、未就学児の登録はできないものとする。</u></p> <p><u>(1) 自宅から最寄りバス停(宮崎交通)まで概ね300m以上離れている方</u></p> <p><u>(2) 18歳以上で運転免許証をお持ちでない、または運転免許証を返納された方</u></p> <p><u>(3) 70歳以上の方</u></p> <p><u>(4) 身体的にバスの利用が困難な方</u></p> <p><u>(5) 介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方</u>。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能とする。</p>	<p>1 2. 利用者</p> <p>このはな号の利用者は、<u>下記</u>の要件を満たす<u>者</u>とする。</p> <p>(1) 木花地域に居住する<u>者</u></p> <p><u>(2) 年齢制限は特に設けない。ただし、未就学児の登録はできないものとする。</u></p> <p><u>(3) 介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な人</u>。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能とする。</p>

改正後	現行
<p>13. 事前登録</p> <p>このはな号を利用する者は、事前に下記に沿って登録しなければならない。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式2）」を提出しなければならない。</p> <p>また、運行協議会事務局は、登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。</p> <p>(1) 登録希望者は登録申請書（様式1）を運行協議会事務局に提出し、併せて登録料1千円（1人）を納付する。<u>なお、登録料は、試験運行期間は不要とする。</u></p> <p>(2) 運行協議会事務局は、登録申請者に仮登録証（様式4）を貸与する。</p> <p>(3) 運行協議会事務局は、登録者に登録者氏名、登録番号を記した登録証（様式3）を速やかに交付する。</p> <p>(4) 登録者申請者は、登録証を受け取り次第速やかに仮登録証を運行協議会事務局へ返却しなければならない。</p> <p><u>(5) 試験運行に係る登録証は、試験運行期間終了をもって、その効力が消滅するものとする。</u></p> <p>14～16 [略]</p>	<p>13. 事前登録</p> <p>このはな号を利用する者は、事前に下記に沿って登録しなければならない。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式2）」を提出しなければならない。</p> <p>また、運行協議会事務局は、登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。</p> <p>(1) 登録希望者は登録申請書（様式1）を運行協議会事務局に提出し、併せて登録料1千円（1人）を納付する。</p> <p>(2) 運行協議会事務局は、登録申請者に仮登録証（様式4）を貸与する。</p> <p>(3) 運行協議会事務局は、登録者に登録者氏名、登録番号を記した登録証（様式3）を速やかに交付する。</p> <p>(4) 登録者申請者は、登録証を受け取り次第速やかに仮登録証を運行協議会事務局へ返却しなければならない。</p> <p>14～16 [略]</p>

改正後	現行
<p>17. 使用車両 使用車両は普通車の運行とし、それぞれの乗車定員は原則として3名とする。 なお、利用者から4名乗車希望があった場合には4名を定員とする。 また、乗車（利用予約者）人数が定員を上回った場合には、原則、先着順とする。</p> <p>[削除]</p>	<p>17. 使用車両 使用車両は小型車の運行とし、それぞれの乗車定員は原則として3名とする。 なお、利用者から4名乗車希望があった場合には4名を定員とする。 また、乗車（利用予約者）人数が定員を上回った場合には、原則、先着順とするが、受託事業者が配車可能な場合は、増車もしくは、運行協議会と協議を行った上で特定大型車での運用も可能とする。</p> <p><u>18. 事前予約</u> <u>このはな号を利用する場合は、必ず事前に予約をし、乗車時には運行協議会より交付された「登録証」を携帯しなければならない。</u> <u>なお、予約の受付時間等は「19. 利用方法」のとおりとする。</u></p>

改正後	現行
<p><u>1.8. 利用方法</u> <u>利用方法は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 利用者は、このはな号利用時に事業受託者に電話し派遣を依頼する。</u></p> <p><u>(2) 利用者は、速やかに発車できるよう自宅または指定地区に待機する。</u>このはな号到着後5分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。この場合は、理由の如何により、初乗り運賃を後日徴収することができる事とする。</p> <p><u>(3) 利用者は、派遣依頼後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに事業受託者に連絡する。</u>その場合のキャンセル料は発生しない。</p>	<p><u>1.9. 利用方法</u> <u>予約の受付期間や予約の方法は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 『上り便』『下り便』 共通</u></p> <p><u>(ア) 『上り便』『下り便』の予約は、利用する日の前日13時までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約する。</u></p> <p><u>(イ) このはな号到着後5分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。この場合は、理由の如何により、初乗り運賃を後日徴収することができる事とする。</u></p> <p><u>(ウ) 利用者は、予約後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに予約センターに連絡する。</u>その場合のキャンセル料は発生しない。</p> <p><u>(2) 『上り便』</u> <u>利用者は、各地域（自宅）の出発時刻（指定時刻）に速やかに出発できるように玄関前等で待機する。</u></p> <p><u>(3) 『下り便』</u> <u>利用者は、指定地区の出発時刻（指定時刻）に速やかに出発できるように指定地区の施設入口等で待機する。</u></p>

改正後	現行
<p>[削除]</p>	<p><u>20. 予約センター</u></p> <p><u>このはな号の予約センターは、事業受託者の配車センターとし、予約の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。予約センターの従事者は事業受託者の社員とし、予約センターに掛かる経費は事業受託者の自己負担とする。</u></p> <p><u>なお、予約センターの業務内容等については次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 総括</u></p> <p><u>予約センターの業務は、事業受託者の配車センターが請負うものとする。ただし、事業受託者が2社以上ある場合は、主事業者を選定し、主事業者が一括して請負うものとする。</u></p> <p><u>(2) 予約受付</u></p> <p><u>ア) 予約センターが『上り便』『下り便』の予約を受ける場合には(1)氏名、(2)登録番号、(3)利用日時(便名)、(4)乗車人数、(5)行き先(降車場所)、(6)乗車場所、(7)逆便の利用時間と指定地区名、(8)コース運行・特例運行の別を確認する。</u></p> <p><u>イ) 予約センターは、『上り便』『下り便』の予約締切後、速やかに配車計画表(様式5)を策定する。</u></p> <p><u>なお、配車にあたっては、4時間以上の連続した運行とならないよう法令を遵守した配車とする。</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="203 252 286 280">〔削除〕</p> <p data-bbox="159 975 434 1005"><u>19.</u> 運行状況の報告</p> <p data-bbox="154 1023 1106 1102">事業受託者は毎月15日（土・日祝祭日の場合は翌日）までに前月の運行状況を運行協議会事務所に報告（<u>様式5, 6</u>）しなければならない。</p> <p data-bbox="185 1118 987 1149">また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。</p>	<p data-bbox="1133 252 1352 280"><u>21.</u> 運行営業所</p> <p data-bbox="1133 300 2085 379"><u>このはな号の運行営業所は事業受託者の営業所とし、予約センターから送付されてきた配車計画表に沿って、運行業務を遂行する。</u></p> <p data-bbox="1160 395 1921 426"><u>運行営業所の業務内容等については下記のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1144 442 2085 569"><u>(1) 運行営業所は、予約センターから送付されてきた配車計画表（様式5）に沿って、『安全』『正確』『迅速』をモットーに運行業務を遂行する。</u></p> <p data-bbox="1144 585 2085 665"><u>(2) 運行営業所は、運行モットー及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。</u></p> <p data-bbox="1144 681 2085 809"><u>(3) 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに運転日誌（様式6）を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。</u></p> <p data-bbox="1144 825 2085 904"><u>(4) 運行営業所の乗務員が利用者から『上り便』や『下り便』の予約を受けた場合には、遅延なく予約センターにその旨を連絡する。</u></p> <p data-bbox="1133 975 1413 1005"><u>22.</u> 運行状況の報告</p> <p data-bbox="1133 1023 2085 1102">事業受託者は毎月15日（土・日祝祭日の場合は翌日）までに前月の運行状況を運行協議会事務所に報告（<u>様式7</u>）しなければならない。</p> <p data-bbox="1160 1118 1962 1149">また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。</p>

改正後	現行
<p><u>2.0. 事業費の請求・支払</u></p> <p>(1) 事業受託者は毎月15日（休日の場合は翌日）までに前月分の請求書（<u>様式7</u>）を運行協議会事務局に提出する。</p> <p>(2) 運行協議会は提出された請求書及び運行状況を精査し、毎月末（金融機関休日の場合は翌営業日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃との精算後の額とし、振込手数料を差し引いた金額とする。</p> <p>[削除]</p> <p><u>2.1. 委 任</u></p> <p>この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、このはな号の運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。</p>	<p><u>2.3. 事業費の請求・支払</u></p> <p>(1) 事業受託者は毎月15日（休日の場合は翌日）までに前月分の請求書（<u>様式8</u>）及び<u>運行明細書（様式9）</u>を運行協議会事務局に提出する。</p> <p>(2) 運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月末（金融機関休日の場合は翌営業日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃との精算後の額とし、振込手数料を差し引いた金額とする。</p> <p><u>2.4. 利用促進事業</u></p> <p><u>運行協議会は事業受託者と協議の上、利用促進事業を適宜実施する。</u></p> <p><u>事業内容については、下記のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 乗合タクシー券配布事業</u></p> <p><u>新規利用登録時、登録者に対して配布日より3ヶ月間有効の乗合タクシー券（100円5枚綴り）を配布する。</u></p> <p><u>2.5. 委 任</u></p> <p>この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、このはな号の運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。</p>

令和6年度木花地域乗合タクシー「このはな号」試験運行実施計画

1. 運行目的

木花地域は、宮崎市の南東部に位置し面積が65.52Km²と地域自治区の中で、高岡、田野に次いで3番目に大きく、中心部・山間部、沿岸部に広く点在した居住形態となっている。現在の公共交通の路線は国道や県道を中心に整備されており、山間部、沿岸部では公共交通の利便性の悪い地域・集落が多数点在している。特に、鏡洲地区や加江田地区は、公共交通空白地帯となっている。

平成2年3月末をもって、それまで運行されていた「木花・塩鶴間」の宮崎交通路線バスが乗車人員の減少により廃止され、平成2年から平成3年3月末まで、1年間宮崎市の運行補助を得ながら運行したが、乗車人員の増加が図られず廃止路線となった。そのような中、買物や通院・通学のための交通手段の確保の観点から、「鏡洲地区巡回バス推進協議会」を平成17年11月に立ち上げ、平成18年には「コミュニティバス導入検討委員会」を設置し、鏡洲地区に加え、加江田地区の公共交通の確保の検討を開始した。その検討から約1年後の、平成19年12月10日に「木花巡回バス・このはなバス」の運行を開始し、木花全域を網羅する地域の公共交通手段としての役目を担ってきた。

しかし、乗車人員は平成27年の1万1千人弱の利用者数をピークに減少。以後、採算ベースの9千人を大きく下回る約7千5百人の乗車人員となった。平成29年度に実施した「木花の公共交通に関するアンケート」では、約7割の方々が木花巡回バスの継続運用を求めながらも利用率は4%と低く、9割の方々はマイカーの利用を行っている現状が確認され、今後団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向かって、新たな交通手段の検討を行うため、「木花地域公共交通検討委員会」を立ち上げ、さまざまな形態を検討した。

その結果、令和2年度には「利便性の向上とdoor to door」をキーワードに12年間運行した「このはなバス」の運行形態を、地域住民のニーズに合わせた乗合タクシー「このはな号」へと移行させた。

今後も、既存の路線バス（宮崎交通）、JR日南線、一般タクシーとの連携を密にししながら、木花地域の高齢者や身体障がい者等の医療機関受診や買物などの交通手段の確保を目指す。

2. 実施団体

このはな号は、地域内の各種団体で構成された木花地域乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を「4.事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

3. 事務所

運行協議会の事務所は、宮崎市大字熊野591番地（宮崎市木花地域センター内）に置く。

4. 事業受託者

事業受託者は、木花地域で乗合タクシーを運行可能な事業者とし、次の条件を満たす事業者とする。

- (1) 「このはな号」の趣旨に賛同していること。
- (2) 本格運行開始までに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の運行許可が取得可能なこと。
- (3) 2 社以上の受託になった場合には他事業者と連携を図り、配車業務や運行業務等が支障なく実施できること。

5. 事業財源

事業財源は、運行協議会構成団体による拠出金、協力団体（企業）からの寄付金、登録者からの登録料及び利用料（運賃）、更に宮崎市からの補助金とする。

6. 運行期間

運行期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日とする。

7. 運行区域

運行区域は宮崎市木花地域自治体の全区域とし、指定地区の設定は木花地域センター周辺地区と学園木花台商業施設周辺地区の買物と病院等への路線の確保を意識する。

運行区域は下表のとおりとし、指定地区は別紙 1 のとおりとする。

○運行区域

大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西 1 丁目
学園木花台西 2 丁目	学園木花台北 1 丁目	学園木花台北 2 丁目	学園木花台北 3 丁目
学園木花台南 1 丁目	学園木花台南 2 丁目	学園木花台南 3 丁目	学園木花台桜 1 丁目
学園木花台桜 2 丁目			

8. 運行日

運行日は、月曜日から土曜日までの週 6 日とする。

日曜日、祝日、及び年末年始（12月28日から1月3日）、お盆（8月13日から15日）は、運休とする。

9. 運行便名

このはな号には『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は、各地区（自宅）から指定地区に向かう便、『下り便』は、指定地区から各地区（自宅）に向かう便とする。

『上り便』『下り便』の詳細は下表のとおりとする。

上下便名	出発地 ⇒ 到着地
上り便	・各地域（自宅）⇒ 指定地区
下り便	・指定地区 ⇒ 各地域（自宅）

10. 運行について

このはな号は、door to door を意識した運用形態を行う事から、待合所並びに停留所を設けず、原則、各地域（自宅）及び木花地域センター周辺地区や学園木花台商業施設周辺地区を中心とした指定地区両所の乗降可能とする。

11. 運行便数

1日の運行便数は『上り便』『下り便』とも設定しない。運行時間は次のとおりとする。なお、運行時間は、最初に乗車する人（の待合所、若しくは停留所）の出発時刻の時間帯とする。

上り便・下り便	10時00分～ 16時00分
---------	----------------

12. 利用者

このはな号の利用者は、木花地域に居住する方のうち、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方で、(5)の要件を満たす方とする。ただし、未就学児の登録はできないものとする。

- (1) 自宅から最寄りバス停（宮崎交通）まで概ね300m以上離れている方
- (2) 18歳以上で運転免許証をお持ちでない、または運転免許証を返納された方
- (3) 70歳以上の方
- (4) 身体的にバスの利用が困難な方
- (5) 介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な方。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能とする。

13. 事前登録

このはな号を利用する者は、事前に下記に沿って登録しなければならない。

なお、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式2）」を提出しなければならない。

また、運行協議会事務局は、登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。

- (1) 登録希望者は登録申請書（様式1）を運行協議会事務局に提出し、併せて登録料1千円（1人）を納付する。なお、登録料は、試験運行期間は不要とする。
- (2) 運行協議会事務局は、登録申請者に仮登録証（様式4）を貸与する。
- (3) 運行協議会事務局は、登録者に登録者氏名、登録番号を記した登録証（様式3）を速やかに交付する。
- (4) 登録者申請者は、登録証を受け取り次第速やかに仮登録証を運行協議会事務局へ返却しなければならない。
- (5) 試験運行に係る登録証は、試験運行期間終了をもって、その効力が消滅するものとする。

1 4. 登録解除

運行協議会は、登録者が下記の要件に該当する場合は登録を解除することができる。その場合の登録料は、原則返還しない。

- (1) 登録者が死亡した場合
- (2) 登録者から解除の願いが出された場合
- (3) 虚偽の申告によって登録を行った場合
- (4) 登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合
- (5) 運行協議会会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合

1 5. 利用者運賃

利用者は原則としてタクシー運賃の概ね3分の1の額を負担する。(10円未満の端数切上)

ただし、乗合(2人以上)の場合は、概ねの地区ごとに予め負担額を設定し、距離別及び地区別利用者運賃(別紙2、別紙3)のとおりとする。

利用者運賃は原則現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。ただし、事業受託者の同意が得られれば、交通系ICカード、乗合タクシー券など現金以外での支払いも可能とする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とし、未就学児(1歳から6歳)については1人までは無料とする。ただし、2人目以降は、1人につき1人分の運賃を支払うものとする。

1 6. 委託料

事業受託者の委託料(契約者運賃)はタクシー利用料の実費額とし、2名以上同乗する場合には実費額と乗車者支払額を精算するものとする。

1 7. 使用車両

使用車両は普通車の運行とし、それぞれの乗車定員は原則として3名とする。

なお、利用者から4名乗車希望があった場合には4名を定員とする。

また、乗車(利用予約者)人数が定員を上回った場合には、原則、先着順とする。

1 8. 利用方法

利用方法は次のとおりである。

- (1) 利用者は、このはな号利用時に事業受託者に電話し派遣を依頼する。
- (2) 利用者は、速やかに発車できるよう自宅または指定地区に待機する。このはな号到着後5分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。この場合は、理由の如何により、初乗り運賃を後日徴収することができる事とする。
- (3) 利用者は、派遣依頼後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに事業受託者に連絡する。その場合のキャンセル料は発生しない。

19. 運行状況の報告

事業受託者は毎月15日（土・日祝祭日の場合は翌日）までに前月の運行状況を運行協議会事務局に報告（様式5，6）しなければならない。

また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。

20. 事業費の請求・支払

(1) 事業受託者は毎月15日（休日の場合は翌日）までに前月分の請求書（様式7）を運行協議会事務局に提出する。

(2) 運行協議会は提出された請求書及び運行状況を精査し、毎月末（金融機関休日の場合は翌営業日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃との精算後の額とし、振込手数料を差し引いた金額とする。

21. 委 任

この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、このはな号の運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。

乗合タクシー「このはな号」指定地区

	番号	事業所名	所在地	連絡先	備考
木花地域センター周辺	1	木花地域センター	熊野591	58-1111	公共施設
	2	Aコープ木花店	熊野600	58-1060	スーパー
	3	ディスカウントドラッグコスモス木花店	熊野1556-1	63-8010	ドラッグストア
	4	小緑内科クリニック	熊野485-1	58-1515	病院
	5	わたなべ整形外科	熊野50-1	58-1555	病院
	6	このはな生協クリニック	熊野1613	58-1222	病院
	7	亀山記念クリニック	熊野1-1	58-1511	病院
	8	木花眼科クリニック	熊野606-3	58-1811	病院
	9	山崎歯科クリニック	熊野481-1	58-8020	病院
	10	木花歯科医院	熊野9979-1	58-0773	病院
	11	さきやま歯科医院	熊野9957-2	58-3111	病院
	12	木花駅(JR)			交通結節点
	13	サンマリン前(宮交バス)			交通結節点
	14	宮崎銀行 木花支店	熊野489-1	58-1818	金融機関
	15	JA宮崎中央 木花支店	熊野565	58-1212	金融機関
	16	木花郵便局	熊野22-3	58-0042	郵便局
学園木花台商業施設周辺	17	マックスバリュ木花台店	学園木花台西1丁目3-1	58-3719	スーパー
	18	ドラッグストアモリ木花台店	学園木花台1丁目3-1	41-5810	ドラッグストア
	19	このはな整骨院	学園木花台桜1丁目24	33-9331	病院
	20	長友歯科医院	学園木花台桜1丁目7-6	58-1133	病院
	21	森迫デンタルクリニック	学園木花台南3-12-1	58-2310	病院
	22	学園台クリニック	熊野7275	58-3939	病院
	23	タウンセンター(宮交バス)			交通結節点
	24	学園木花台郵便局	学園木花台西1-2-1	58-3495	郵便局
	25	宮崎大学	学園木花台西1-1	58-7111	大学
加江田方面	26	Aコープ清武店・城山病院	清武町	58-1060 85-0036	特定待合所
	27	自然休養村センター	加江田6896	65-1924	特定待合所
	28	青島パークゴルフ場	加江田7275-1	65-1114	特定待合所
	29	青島リゾートクリニック	加江田5646-1	65-3567	特定待合所

乗合タクシー「このはな号」単独利用運賃表

単位:円

	タクシー料金	運賃(個人負担)		タクシー料金	運賃(個人負担)
1	610	220	26	2,610	920
2	690	250	27	2,690	950
3	770	270	28	2,770	970
4	850	300	29	2,850	1,000
5	930	330	30	2,930	1,030
6	1,010	360	31	3,010	1,060
7	1,090	390	32	3,090	1,090
8	1,170	410	33	3,170	1,110
9	1,250	440	34	3,250	1,140
10	1,330	470	35	3,330	1,170
11	1,410	500	36	3,410	1,200
12	1,490	530	37	3,490	1,230
13	1,570	550	38	3,570	1,250
14	1,650	580	39	3,650	1,280
15	1,730	610	40	3,730	1,310
16	1,810	640	41	3,810	1,340
17	1,890	670	42	3,890	1,370
18	1,970	690	43	3,970	1,390
19	2,050	720	44	4,050	1,420
20	2,130	750	45	4,130	1,450
21	2,210	780	46	4,210	1,480
22	2,290	810	47	4,290	1,510
23	2,370	830	48	4,370	1,530
24	2,450	860	49	4,450	1,560
25	2,530	890	50	4,530	1,590

※タクシー実費運賃の一定割合になります。

※タクシー料金の改定時は、上記運賃表も改定になります。

乗合タクシー「このはな号」乗合利用者地区別運賃表

地区名	各地区 ⇔ 木花地域センター周辺		各地区 ⇔ 学園木花台商業地区	
	距離(km)	運賃(円)	距離(km)	運賃(円)
	1 赤木九平	8	840	6
2 鏡洲上	4	480	2	280
3 鏡洲下	4	480	2	280
4 加江田1	3	380	4	480
5 加江田2	2	280	3	380
6 加江田3	2	280	2	280
7 島山	1	210	3	380
8 木崎上	1	210	2	280
9 木崎下	1	210	2	280
10 熊野	2	280	1	210
11 宮ヶ田瀬	3	380	1	210
12 下原	3	380	1	210
13 今江	1	210	1	210
14 木花	1	210	1	210
15 学園南1北	2	280	1	210
16 学園南1南	2	280	1	210
17 学園南2	2	280	1	210
18 学園南3	2	280	1	210
19 学園北1	2	280	1	210
20 学園北2	2	280	1	210
21 学園北3	2	280	1	210
22 学園県住	2	280	1	210
23 学園市住	2	280	1	210
24 プレッソ学園	2	280	1	210
25 学園桜1	2	280	1	210
26 学園桜2	3	380	1	210
27 学園西	2	280	1	210
28 リバーサイド	3	380	1	210

※タクシー料金の改定時は、上記運賃表も改定いたします。